



資料5



事業系一般廃棄物の 減量化・資源化の推進について

川崎市環境局減量推進課





Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市

本日の説明内容

1 川崎市のごみの現状

2 排出事業者への指導

2-1 減量化・資源化の概要

2-2 減量化について(具体例)

2-3 事業系生ごみリサイクル等協力事業者紹介制度について

2-4 食品ロスの削減について

2-5 資源化について

3 事業系ごみの適正な分別について

3-1 一般廃棄物・産業廃棄物の違い

3-2 立入調査時に多い指摘点

4 廃棄物管理票ひな型(電子データ)の提供について

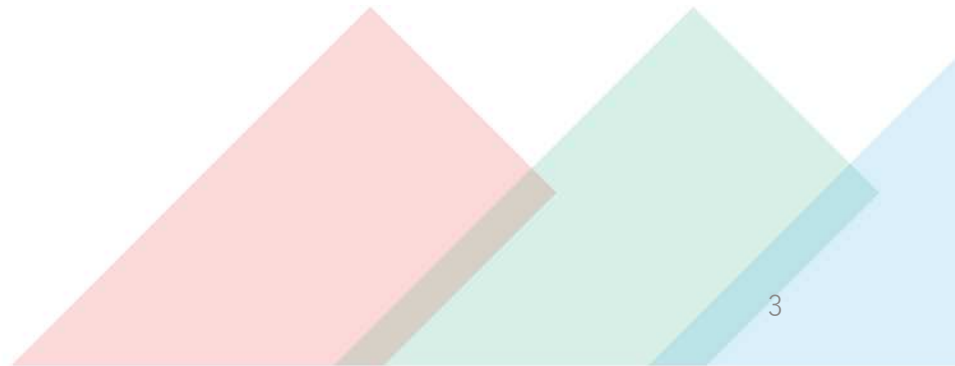
5 その他

5-1 排出事業者用一般廃棄物処理業者情報一覧の更新について

5-2 事業系一般廃棄物多量排出事業者等の認定方法について

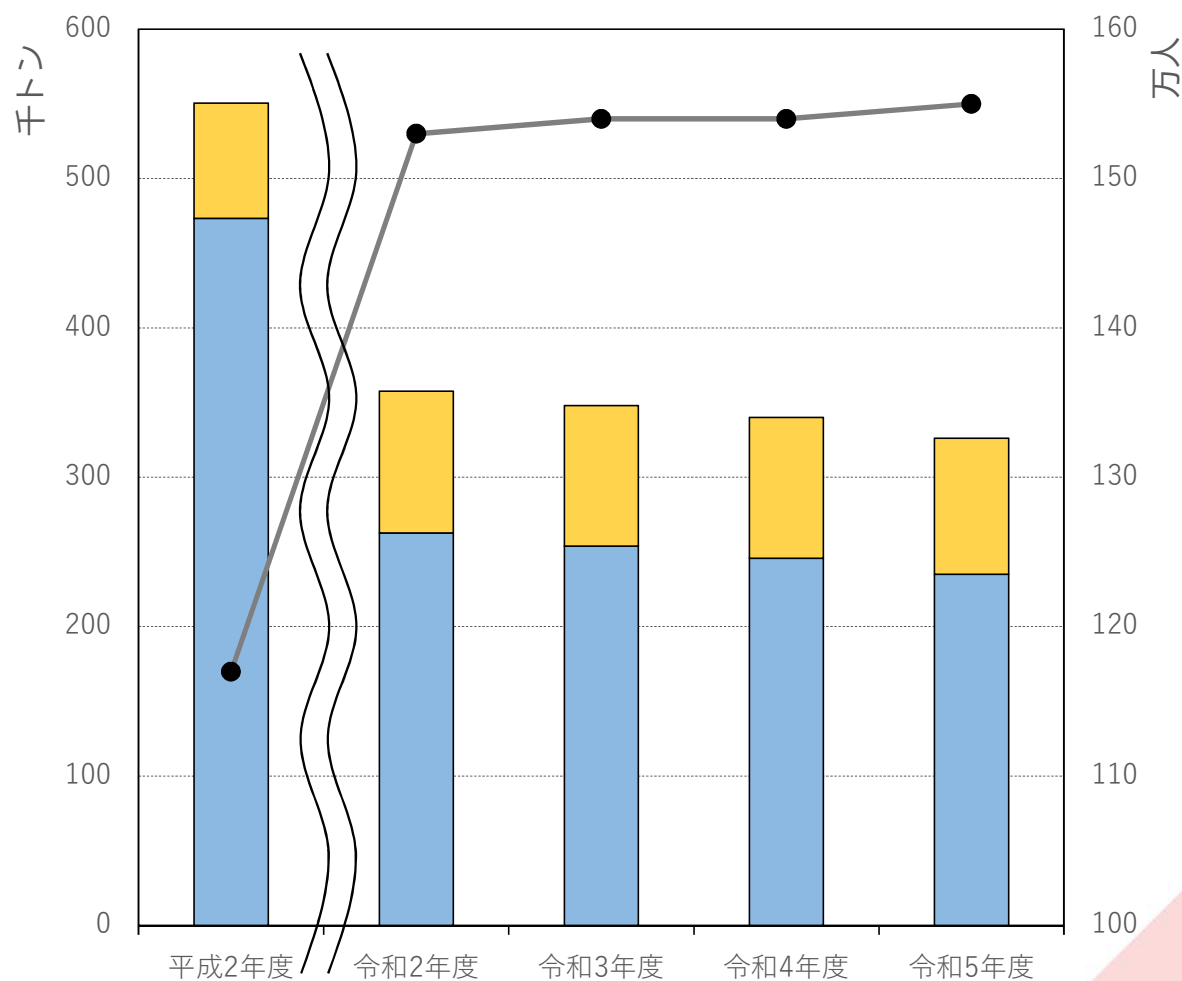


1. 川崎市のごみの現状



1. 川崎市のごみの現状

川崎市のごみ焼却量の推移

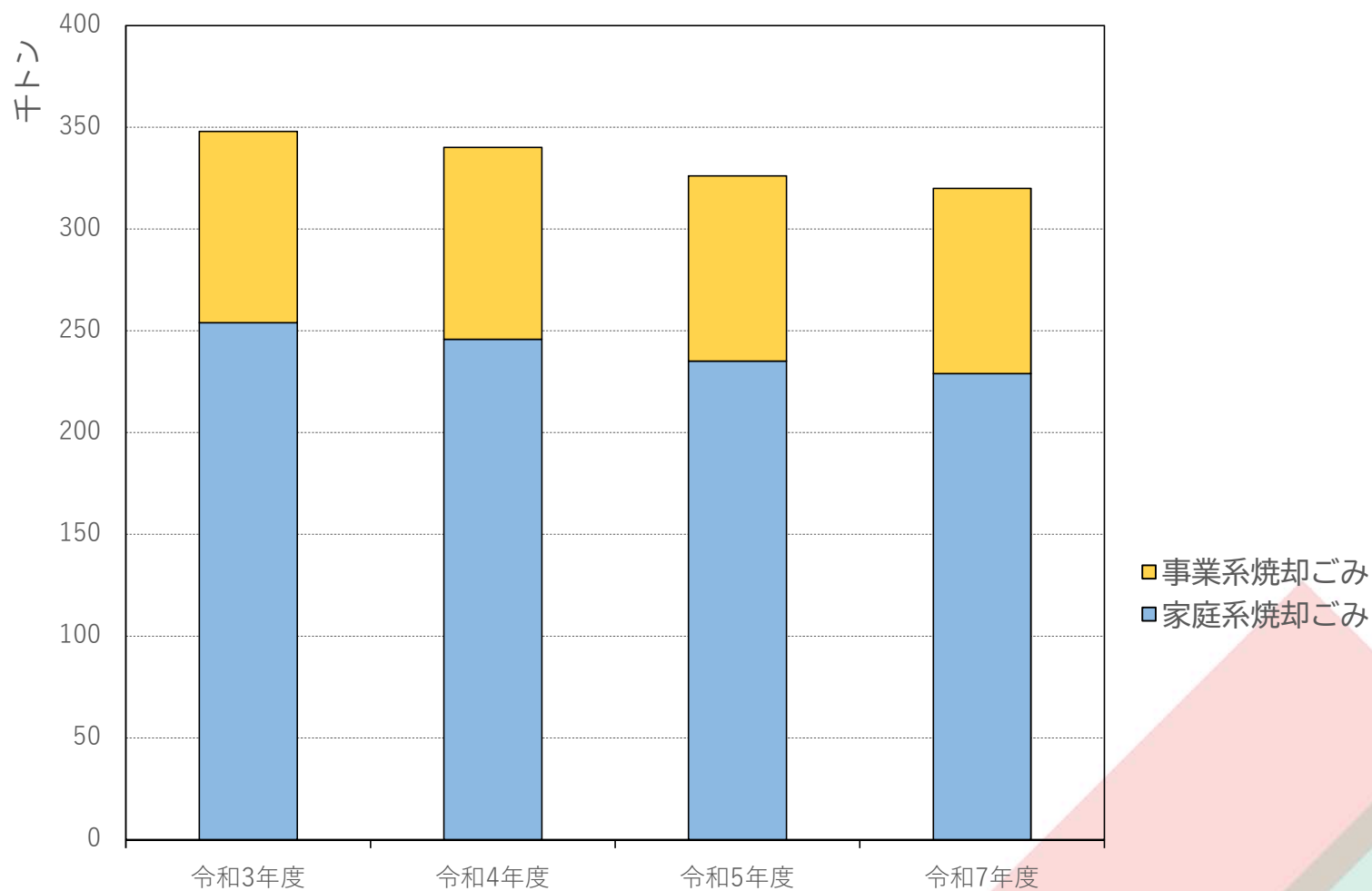


1990年から2023年
までの間に人口は
38万人増加し、ご
みは21万トン減少
しました。

■ 事業系焼却ごみ
■ 家庭系焼却ごみ
● 人口

1. 川崎市のごみの現状

2025年度までの目標

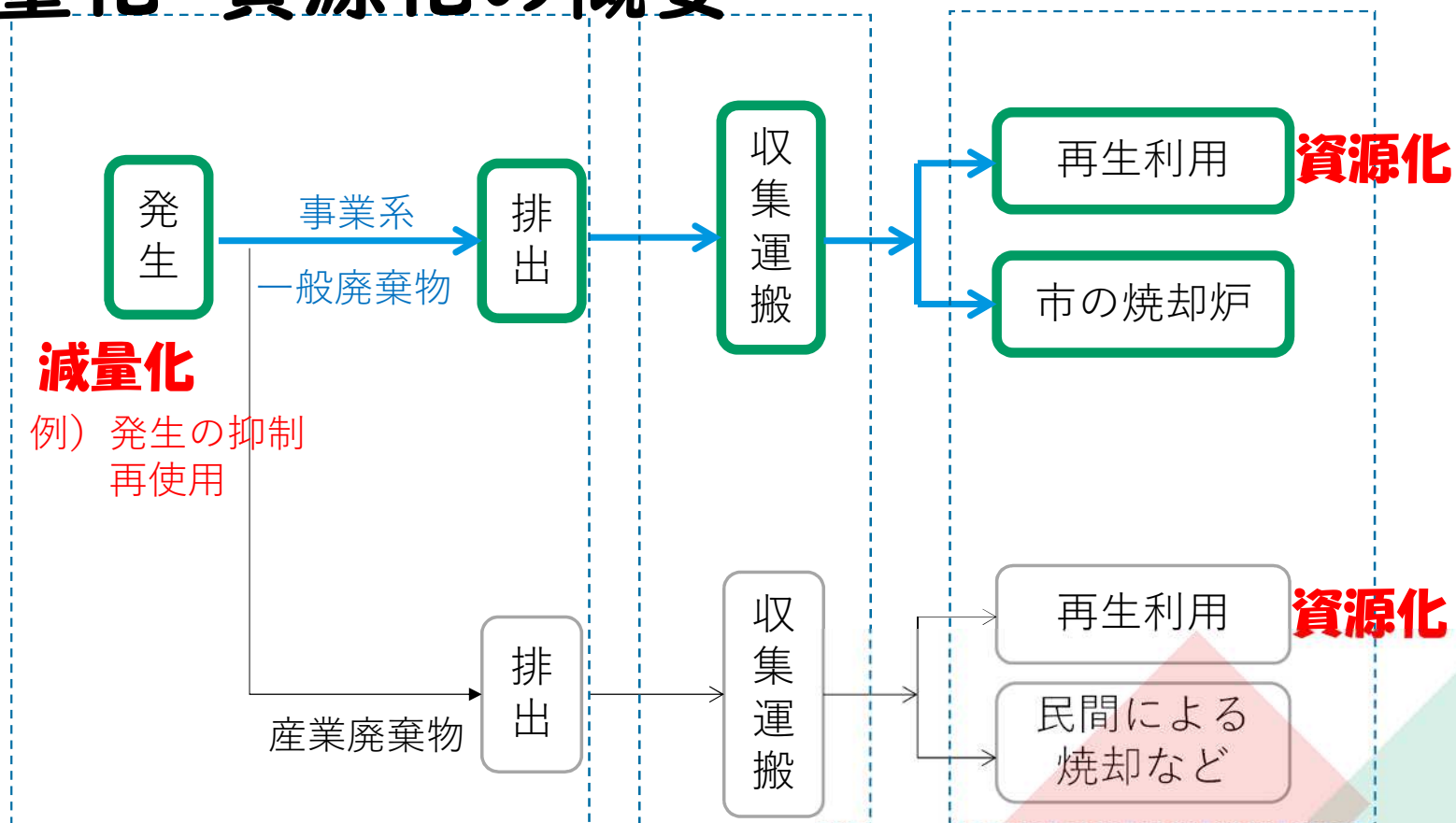


2. 排出事業者への指導

(多量排出事業者等への説明会内容)

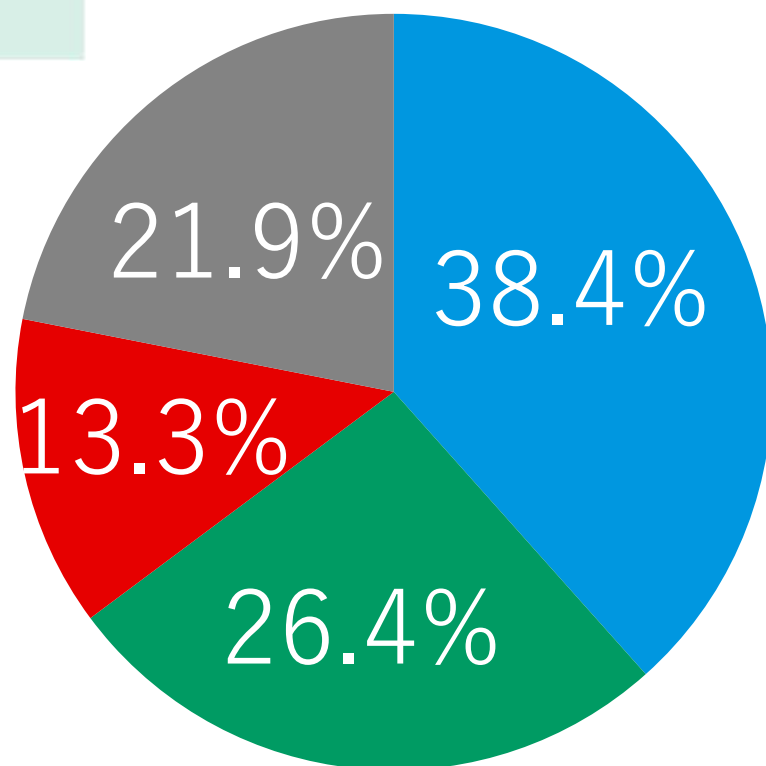
2. 排出事業者への指導

1. 減量化・資源化の概要



2. 減量化について

事業系一般廃棄物の内訳（令和3年度）



■ 紙類

■ 厨芥類（生ごみ）

■ プラスチック類

■ その他

2. 減量化について（取組事例紹介）

紙類の減量化

- 両面コピーや2in1、4in1の活用
- 裏紙の使用
- 社内文書等の電子化
- 会議時のタブレット等での資料確認

生ごみの減量化

- 3きり運動（使いきり、食べきり、水きり）の実践
- 小盛メニュー・ハーフサイズメニューの提供
- 生ごみ処理機の活用
- 小売店におけるフードレスキューの実施
- フードバンク等の団体への寄付

2. 減量化について(生ごみ)

生ごみなど食品は多くの水分を含み、焼却の際はたくさんのエネルギーを使い、かつ二酸化炭素(CO₂)が発生します。

発生した生ごみについては水きりを行い軽量化を行うことでCO₂の排出抑制につながるといえます。

また、水きりなどによる廃棄物の減量は各事業所における、事業系一般廃棄物の処理量の削減にもつながりますので、生ごみを排出する際には、水きり等の生ごみの減量化に御協力いただくようお願いいたします。

2. 排出事業者への指導

3. 事業系生ごみリサイクル等 協力事業者紹介制度

制度の概要

- ・生ごみ処理機等の製造・販売を行う事業者等に
登録申請してもらう。



- ・登録申請のあった事業者の一覧や製品のPRを
市ホームページで公表。



- ・排出事業者様に積極的に導入してもらい、生ごみのリサイクルをしてもらう。

※現在の処理料金より安くなるケースもあります。



事業系生ごみリサイクル等協力事業者一覧			
名称	電話番号	生ごみ処理機等の特徴	注
SINKPIA・JAPAN株式会社	045-590-3626	20kg/日～2,000kg/日の食品残渣分解処理が可能。コンパクトで臭気が少なく、静音構造の為、室内設置が可能（20kg/日～500kg/日の生ごみ処理機）。全国内のメンテナンス体制を敷いております。	注1
ウエルクリエイト株式会社	093-752-5300	好気性微生物で生ごみを分解する発酵分解装置です。1日100kg処理～3t処理まで、7タイプの機種があり、微生物や装置メンテナンス、電熱化による資源循環に至るまでのサービスを初回投資なしのサブスクリプションで提供させていただきます。	注2



4. 食品ロスの削減について

食品ロスとは、食べられるにもかかわらず捨てられてしまう食品のこと

食品ロス 472万トン

事業系食品ロス
236万トン

規格外品
返品・売れ残り
食べ残しなど

家庭系食品ロス
236万トン

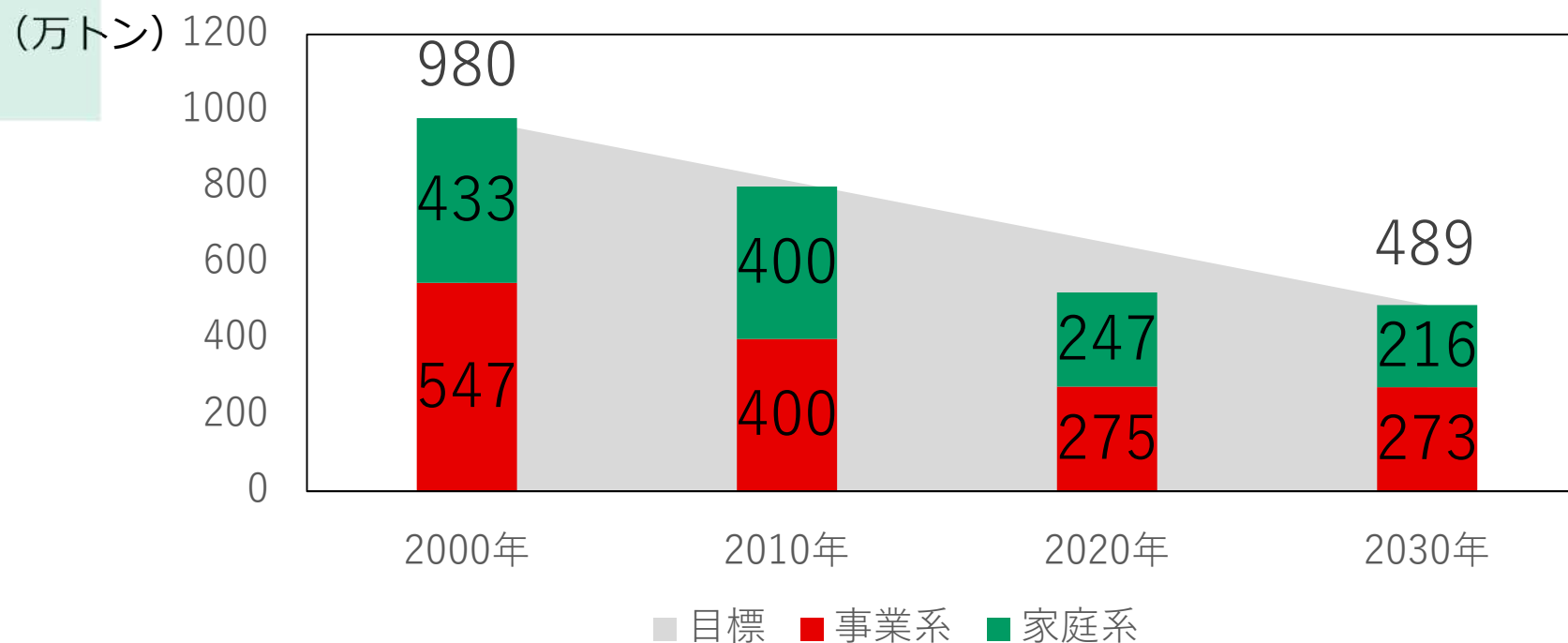
食べ残し
過剰除去
直接廃棄など

※農林水産省及び環境省「令和4年度推計」

2. 排出事業者への指導

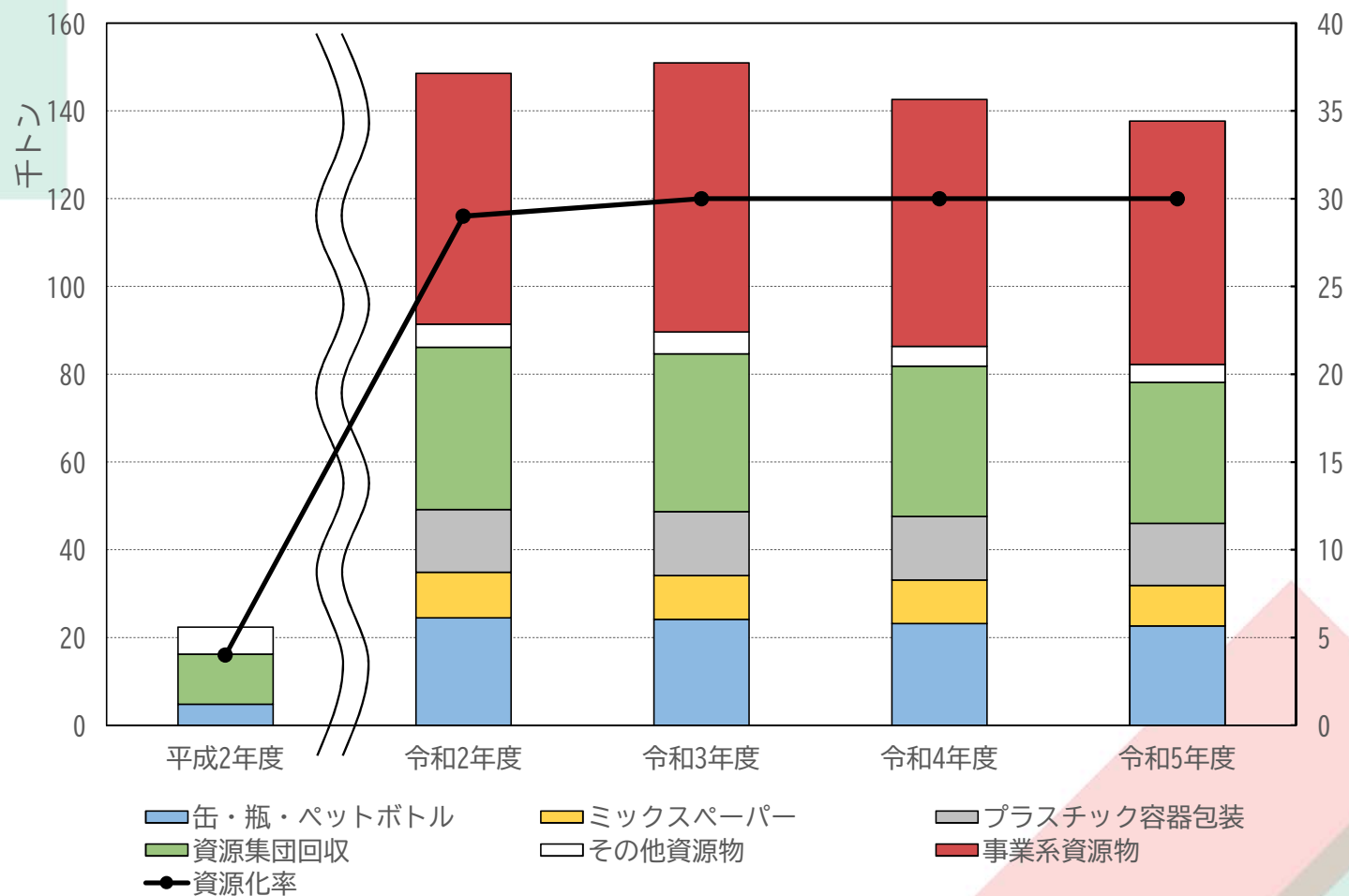
4. 食品ロスの削減について

政府の定めた食品ロス削減目標



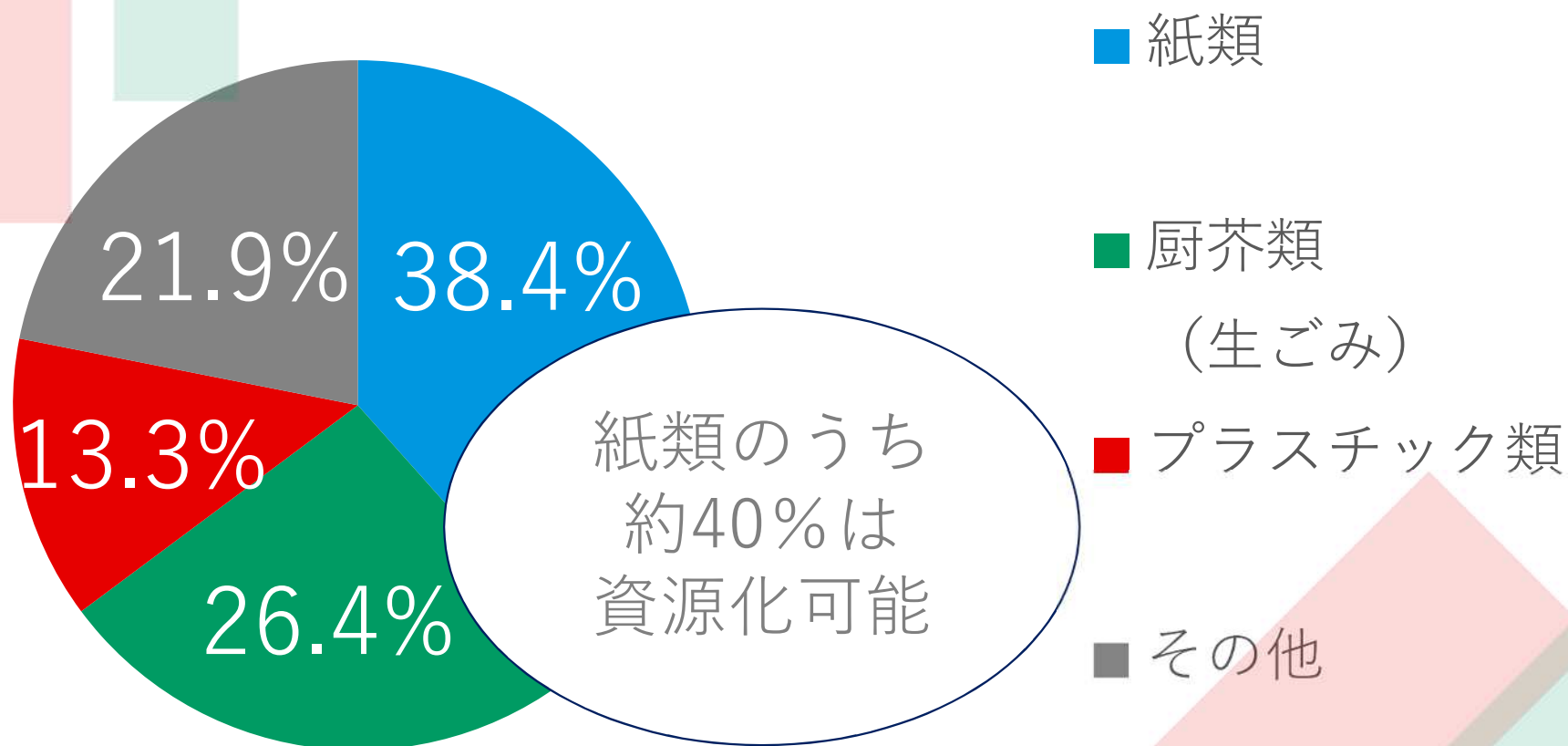
2. 排出事業者への指導

5. 資源化について



5. 資源化について

事業系一般廃棄物の内訳（令和3年度）



2. 排出事業者への指導

5-1. 紙ごみの資源化について

再生利用できる紙の例



ダンボール



新聞・雑誌・紙パック



OA用紙



ミックスペーパー



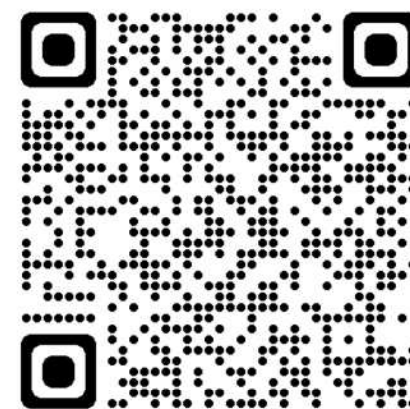
シュレッダーくず

2. 排出事業者への指導

5-1. 紙ごみの資源化について

- ①現在契約されている収集運搬業者に相談
- ②川崎市のホームページで「川崎市古紙リサイクル業者一覧」を公開

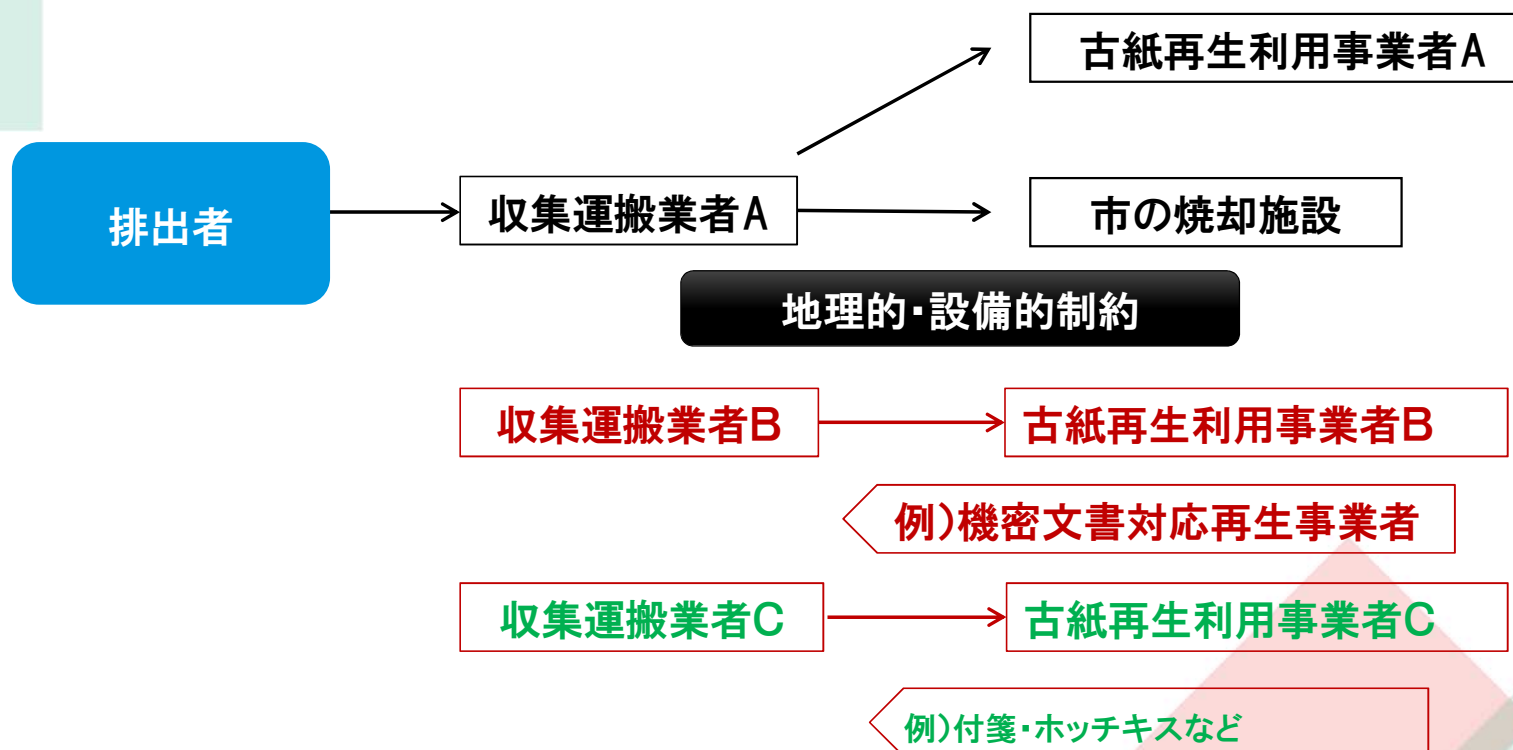
⇒少量の紙ごみでも収集可能な業者や、お近くの受入業者を探すことができます。



2. 排出事業者への指導

5-1. 紙ごみの資源化について

排出者による処理ルートを選択



5-1. 紙ごみの資源化について

再生事業者が持つ設備は多種多様であり
それぞれの受入基準は異なる



それらの受入基準に従った分別体制構築

分別体制を構築する際のポイント

- 排出事業者自身が分別するごみの種類や量を把握する。
- 収集運搬業者だけでなく再生事業者と密にコミュニケーションを取り、排出の際の基準をはっきりさせる。

2. 排出事業者への指導

5-1. 紙ごみの資源化について

市内処理センターへの事業系古紙置場の設置

1 目的 焼却予定の事業系一般廃棄物の中にリサイクル可能な古紙が混じってしまった場合に、最後のリサイクルの機会として設置

2 設置場所 市内処理センター

チラシ

処理センター 収集運搬業者の皆様にお知らせ 川崎市 KAWASAKI CITY

古紙置場について

新聞、雑誌、ダンボール、OA用紙、シュレッダー紙 など
リサイクル可能な古紙を出すことができます。

ごみ燃焼量の減少、CO₂の削減
地球温暖化防止のため、事業系
古紙のリサイクルにご協力下さい。

燃やしたくない
捨ててほしい
リサイクル可能な古紙

搬入経路
はウラ面を
ご覧下さい

対象
新聞・雑誌・ダンボール・OA用紙などのリサイクル可能な紙類
※古紙については、民間事業者によるリサイクルの推進が原則です。
この古紙置場は、**焼却予定の事業系一般廃棄物の中にリサイクル可能な古紙が混じってしまった場合に、最後のリサイクルの機会**として設置しているものです。

出し方
・事前の申請は必要ありません。
・各処理センターの専用置場にお出し下さい。
・ごみ処理手数料はかかりません（焼却ごみとは別扱いとなります）

注意事項
・シュレッダー紙については、CD・DVD破片等の混入は厳禁です。
・汚れた紙・においの強い紙類、シュレッダー未処理の個人情報を含む紙類は出すことができません。
・紙類が雨に濡れたり、風で飛ばされることがないように整理して出してください。
・搬入の際は他の通行の妨げとならないよう車間を確保してください。
・「リサイクルする契約で回収した古紙」を置くことはできません。

川崎市役所 環境局

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

2. 排出事業者への指導

5-2. 生ごみの資源化について

食品リサイクル法上の「登録再生利用事業者」に委託する場合

登録再生利用事業者とは・・・

⇒食品循環資源の再生利用を行うリサイクル業者のうち、優良な事業者を国が認定・登録した業者

○廃棄物処理法の特例
荷卸しに係る一般廃棄物の運搬業の許可不要

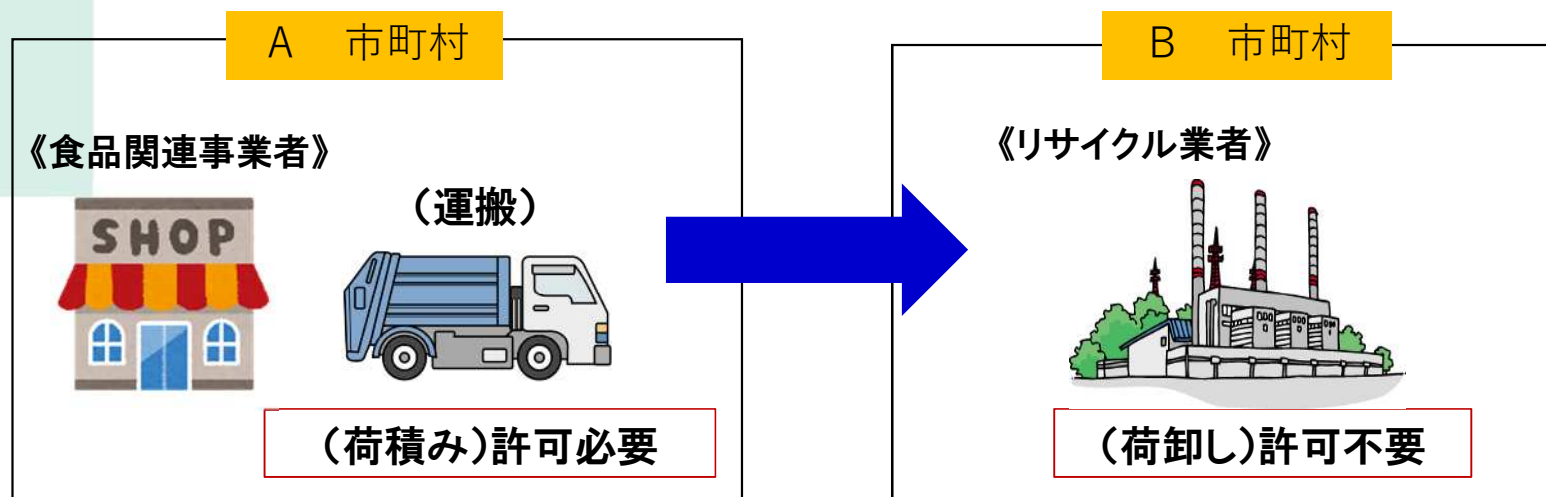
登録再生利用事業者  検索

(農林水産省HPに一覧表あり)



2. 排出事業者への指導

5-2. 生ごみの資源化について



川崎市内の収集運搬許可を持っている業者であれば、市外の収集運搬の許可を持っていなくても搬入が可能

5-3. 剪定枝の資源化について

剪定枝のリサイクルのメリット

- ①受け入れ基準が市の処理センターより易しい
- ②処理料金が安くなる場合がある
- ③チップ化されたい肥等として使われる
- ④ごみ焼却量の減量につながる

2. 排出事業者への指導

5-3. 剪定枝の資源化について

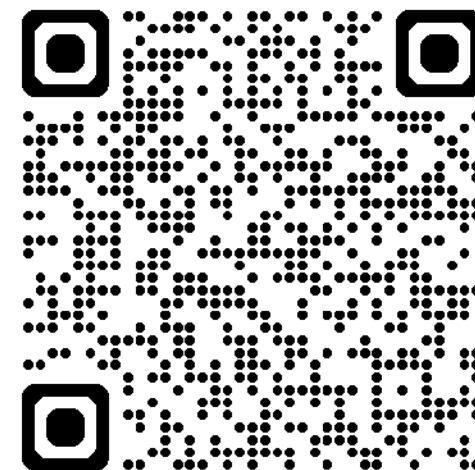
市HPで、剪定枝の資源化を行っている市内のリサイクル業者を紹介しています。



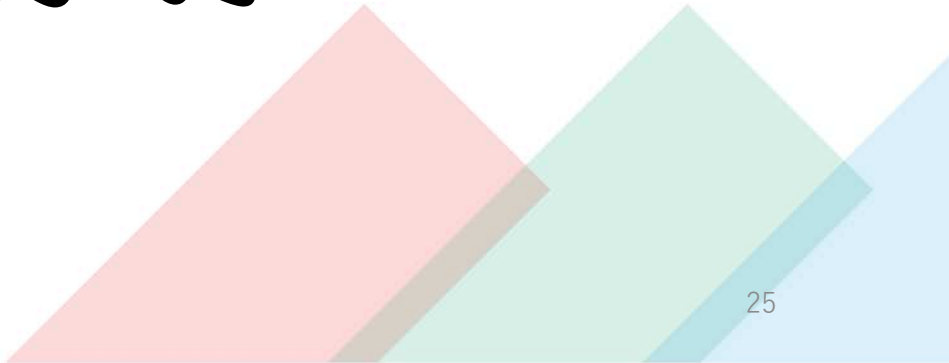
「木くず（剪定枝等）」のリサイクル（事業者向け）

公開日：2016年12月12日
更新日：2024年10月17日

木くず（剪定枝等）は、**木くずの資源化を行っているリサイクル業者を利用することによりリサイクルすることができ**ます。



3. 事業系ごみの 適正な分別について



3. 事業系ごみの適正な分別について

1. 一般廃棄物と産業廃棄物の違い

廃棄物処理法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）

法第2条 第2項

この法律において「**一般廃棄物**」とは、**産業廃棄物以外の廃棄物**をいう。

法第2条 第4項

この法律において「**産業廃棄物**」とは、次に掲げる廃棄物をいう。

- ― **事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物**

3. 事業系ごみの適正な分別について

1. 一般廃棄物と産業廃棄物の違い

一般廃棄物は、法律上で明確に定義されている訳ではなく、産業廃棄物以外の廃棄物と定められている。

産業廃棄物については、事業活動に伴って発生した、後で示す20種類のことを指している。

3. 事業系ごみの適正な分別について

1. 一般廃棄物と産業廃棄物の違い

	種類	例
1	燃え殻	コークス灰、すす、焼却灰
2	汚泥	下水汚泥、研磨汚泥、排水処理汚泥 など、泥状を呈するもの
3	廃油	廃重油、絶縁油、廃溶剤
4	廃酸（pH 2~7）	酸洗工程廃液、酸性メッキ廃液
5	廃アルカリ（pH 7~12.5）	アルカリ洗浄廃液、アルカリ性メッキ 廃液
6	廃プラスチック類	ビニルくず、廃タイヤ、プラスチック 容器

3. 事業系ごみの適正な分別について

1. 一般廃棄物と産業廃棄物の違い

	種類	例
7	ゴムくず	天然ゴムくず、エボナイトくず、廃ラテックス
8	金属くず	缶、切削くず、打抜きくず、金属スクラップ
9	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	空き瓶、ガラスくず、耐火レンガくず、コンクリート製品くず、陶磁器くず、廃石膏ボード
10	鋳さい	スラグ、ノロ、不良鋳石、金属スラグ
11	がれき類（工作物の新築、改築または除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物）	セメントコンクリートがら、アスファルトコンクリートがら、路盤材

3. 事業系ごみの適正な分別について

1. 一般廃棄物と産業廃棄物の違い

	種類	例
12	ばいじん	集じん機、サイクロンなどによる捕集ダスト
13	紙くず（業種限定あり）	梱包紙、壁紙 裁断くず、印刷くず、製本くず
14	木くず（業種限定あり） パレット（業種限定なし）	廃木材、伐木、型枠 おがくず、加工木くず、型枠 木切れ
15	繊維くず（業種限定あり）	畳、壁布、カーペット 袋、木綿、羊毛、絹、麻等の天然繊維くず
16	動植物性残さ（業種限定あり）	鳥、獣、卵の殻、食品製造かす、 羽毛、醸造かす

3. 事業系ごみの適正な分別について

1. 一般廃棄物と産業廃棄物の違い

	種類	例
17	動物系固形不要物（業種限定）	牛、馬、豚、その他食鳥など
18	動物のふん尿（業種限定あり）	牛、馬、豚、めん羊、鶏等のふん尿
19	動物の死体（業種限定あり）	牛、馬、豚、めん羊、鶏等の死体
20	1～19を処分するために処理したものであり、これらの廃棄物に該当しないもの	汚泥のコンクリート固形化物

3. 事業系ごみの適正な分別について

2. 排出事業者への立入調査時に多い指摘

一般廃棄物への産業廃棄物の混入

汚れているプラスチックや、PTPシート、お弁当がらなどの産業廃棄物（廃プラスチック類）に該当するものの混入が多く見受けられます。

リサイクル可能な紙のリサイクルについて

指摘ではなく協力依頼というものになりますが、リサイクル可能な紙ごみのリサイクルに協力していただくよう、お声がけさせていただいております。

その他一般廃棄物の詳細に関しては減量推進課(044-200-3436)に、
産業廃棄物の詳細に関しては、廃棄物指導課(044-200-2596)へ
お問い合わせください。

4. 廃棄物管理票ひな形 (電子データ)の提供について

4. 廃棄物管理票ひな形（電子データ）の提供について

川崎市では・・・

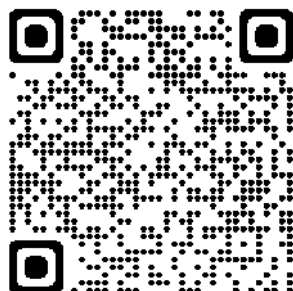
川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例に基づき
1日平均100キログラム以上又は月平均3トン以上の
事業系一般廃棄物を排出する事業者を
「事業系一般廃棄物多量排出事業者」に認定



多量排出事業者に認定された事業者は
「**廃棄物管理票**」の使用が義務付けられている

4. 廃棄物管理票ひな形（電子データ）の提供について

管理票ひな型 （ホームページからダウンロード）



A票に文字を入力すると
自動的にB、C、D票に
も反映されます。

4. 廃棄物管理票ひな形（電子データ）の提供について

収集運搬業者の皆様へ

今後、排出事業者からホームページより印刷された管理票を交付された際には以下の点に注意してご対応をお願いします。

- ホームページからダウンロードされた管理票は複写式ではないため、手書きする場合はご注意ください。
- 今まで使用している複写式の管理票も今後も変わらず使用できます。



Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市

5. その他

5. その他

1. 排出事業者用一般廃棄物処理業者 情報一覧の更新について

- ・ お帰りの際に「収集体制に関する確認」用紙を御提出ください。
- ・ 本日の御回答が難しい場合は、11月30日（木）までに減量推進課宛て御提出をお願いします（FAX、郵送等）。

排出事業者用一般廃棄物処理業者情報一覧（令和6年5月7日現在）

1. 収集運搬業者情報

許可番号	業 者 名 (許可番号順)	契約等 問合せ 電話番号	収集可能地域							早 朝 収 集	土 日 祝 収 集	臨 時 収 集	計量方法			資源物			産廃運搬業 許可品目					
			川 崎 区	幸 区	中 原 区	高 津 区	宮 前 区	多 摩 区	麻 生 区				毎 回 計 量	一 定 期 間 計 量 の 平 均 値	自 社 袋 買 取 に よ る 前 払	そ の 他	古 紙	缶 瓶	食 品 リ サ イ ク ル	廃 プラ	金 属	そ の 他		
◎ 1袋以下OK ○ 1袋以下断ることあり △ 1袋以下OK、既存ルート近傍のみ ▲ 1袋以下断ることあり、既存ルート近傍のみ																								
0001	小澤商事株	044-555-0446	○	◎	▲						無	無	有	○	○	○		○	○	○		○	○	○
0007	㈱JR東日本環境アクセス	044-211-6042	○	○	▲	▲	▲	▲	▲		無	有	有	○				○	○	○		○	○	○
0012	㈲ビッグサービス	044-853-0823	▲	▲	▲	○	○	○	○		無	有	有	○	○			○	○	○		○	○	○
0016	市原金屋株	044-766-2216			▲						無	無	無			○	○	○		○	○	○	○	○

2. 事業系一般廃棄物多量排出事業者等の認定方法について

- ①毎月、一般廃棄物収集運搬業者様から御提出いただく「一般廃棄物収集運搬業実績報告書」の1月から12月分の実績報告をもとに、排出事業者ごとに集計作業を行う。
- ②市で定めている事業系一般廃棄物多量排出事業者・準多量排出事業者の認定基準と照合し、該当事業者を抽出する。
- ③3月末頃に認定事業者に対し、認定通知を発送する。

※一般廃棄物収集運搬業実績報告書に誤りがあると、間違った認定がされてしまいます。正確な数量記載・報告に御協力ください。
また、排出事業者から「排出量が間違っているのでは？」といった問合せが多くあります。可能な限り、排出量について、排出事業者と相互確認をお願いします。

**更なる減量化・資源化に
ご協力をお願いします
ご清聴ありがとうございました**

